

## 破産免責制度と濫用防止

### —日本法の状況—

杉本 和士 (Sugimoto Kazushi) 法政大学法学部教授

#### 1 はじめに—日本における個人債務者倒産制度

#### 2 破産免責制度の概要

- (1) 総説
- (2) 破産免責制度導入の経緯と利用状況の推移
- (3) 破産免責の理念的根拠

#### 3 破産免責制度の運用と濫用防止策

- (1) 免責手続における審理
- (2) 少額管財手続の導入
- (3) 免責不許可事由（破産法 252条1項）
- (4) 裁量免責（破産法 252条2項）

#### 4 おわりに

#### 1 はじめに—日本における個人債務者倒産制度

今日の日本において、個人債務者の経済的破綻に対処する倒産法制として、  
破産法の定める破産手続、免責手続及び復権手続<sup>1</sup>と、民事再生法の定める再

<sup>1</sup> 破産手続と免責手続及び復権手続は、別個の手続であるものの（破産法3条参照）、免責

生手続（通常再生手続のほか、個人債務者に関する特則である個人再生手続がある。民事再生法「第 13 章 小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則」）が用意されている。このように、個人債務者の破綻処理は、大別すると、破産法と民事再生法という 2 つの法律の適用対象とされているが、いずれの法律も、個人債務者に関して「経済生活の再生」を共通の目的として掲げている（破産法 1 条、民事再生法 1 条）。

経済的破綻に陥った債務者は、破産手続開始原因たる支払不能（破産法 15 条 1 項）の状態にあれば（なお、債務者が支払停止をしたときは、支払不能にあるものと推定される。同条 2 項），破産手続開始及び免責許可の申立てをすることができ（破産法 18 条 1 項、248 条 1 項。なお、同条 4 項参照），他方で、再生計画において再生債権につき権利変更（債務の減免及び期限の猶予）を受けた上、将来の収入に基づき残債務の分割弁済を行う見込みがあれば、再生手続の利用を選択することが可能である（民事再生法 21 条 1 項、25 条参照）。逆に言えば、将来の収入の見込みのある債務者であっても、支払不能の状態にあると認められ、破産手続開始の要件さえ充足していれば、その選択により破産手続及び免責・復権手続を利用することが可能となっている。

債務者は、破産手続の利用を選択すれば、破産者として免責手続において免責許可決定を得ることで従前の債務負担から解放される（破産法 253 条 1 項柱書本文）とともに、破産手続開始決定後に取得した新得財産（例えば、破産手続開始後に得られる給料等）を、破産債権者に対する配当の引当てとなる破産財団から除外された自由財産として、自らの経済生活の再生に利用することが認められる。以上のように、破産手続を選択するメリットは債務者にとって大きいものの、他方で、一定の差押禁止財産を除いて（破産法 34 条 3 項）<sup>2</sup>、破産者が破産手続開始時において有する一切の財産は、破産財団として破産債権者に対する配当の引当てとされなければならない（破産法 34 条 1 項）。した

---

手続及び復権手続は、破産者に関する破産手続を前提とするものである。

<sup>2</sup> 破産財団から除外される差押禁止財産は、差押禁止金銭（破産法 34 条 3 項 1 号。民事執行法上の差押禁止金銭〔民事執行法 131 条 3 号。民事執行法施行令 1 条により 66 万円とされている。〕の 3/2 倍相当額〔99 万円〕の金銭）及び差押禁止動産・債権（破産法 34 条 3 項 2 号、民事執行法 131 条、152 条）である。

がって、例えば、差押禁止財産に該当しない住宅建物や土地の不動産又は自動車等、債務者の実際の日常生活に必要な財産であっても、これらを維持することは認められない<sup>3</sup>。これに対して、再生手続（特に個人再生手続）を利用する場合には、これらの財産、特に住宅を維持することも可能となりうるというメリットがある<sup>4</sup>。そこで、（特に債務者本人が）いずれの手続を選択すべきかは、債務者の置かれている状況に応じて判断されることになろう<sup>5</sup>。

## 2 破産免責制度の概要<sup>6</sup>

### （1）総説

破産法は、基本的には、債務者が経済的破綻状態にある場合に、破産手続においてその財産につき適切かつ公平に清算を行い、債権者に対して公平かつ平等な配当を行うことをその目的としている（破産法 1 条）。さらに、個人債務

<sup>3</sup> なお、裁判所は、破産者の申立てにより又は職権で、決定により、破産管財人の意見を聴いた上で、自由財産の範囲を拡張することが認められている（破産法 34 条 4 項、5 項）。もっとも、破産債権者の利益を考慮すると、この拡張が認められる範囲には、自ずと限界がある。東京地方裁判所民事第 20 部（破産再生部）の運用では、自由財産の総額につき 99 万円（差押禁止金銭の額。前掲注（2）参照）が一応の目安とされている（中山孝雄＝金澤秀樹編『破産管財の手引』（金融財政事情研究会、第 2 版、2015 年）147 頁参照）。

<sup>4</sup> 民事再生法において、住宅資金貸付債権（いわゆる住宅ローン債権）に関しては特則が設けられており（民事再生法 196 条から 206 条まで）、住宅を維持しつつ再生計画に基づく弁済を実現しやすくする措置がなされている。

<sup>5</sup> 旧破産法及び旧和議法（同法は、2000 年、民事再生法成立に伴い廃止された。）の時代から、一定の収入のある債務者は、一挙に破産免責を受けるのではなく、分割弁済を試みるべきではないかという議論が見られたものの、現行法において、特に債務者による手続選択の自由が認められている。もっとも、破産免責の濫用が防止されなければならないことは言うまでもない。さらに、今日では、破産手続と異なり、住宅等の財産の維持が認められる再生手続（特に個人債務者のために簡素化された個人再生手続）に関する濫用防止も検討されるべき課題として顕在化しつつある（最決平成 29 年 12 月 19 日民集 71 卷 10 号 2632 頁参照）。日本法においても、個人債務者倒産制度における破産手続と再生手続の役割分担の在り方は、引き続き論議の対象となろう。

<sup>6</sup> 消費者破産における破産手続と免責手続の全体像については、山本和彦『倒産処理法入門』（有斐閣、第 5 版、2018 年）@@@@頁以下を参照。また、現行法の下での破産免責制度の概要と問題の分析については、小川秀樹「破産免責をめぐる諸問題」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論（下巻）』（金融財政事情研究会、2013 年）494 頁を参照。

者に関しては、破産法は、破産手続において清算配当を行うことのほか、「債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ること」をも重要な目的として掲げている（同条）。すなわち、経済的破綻に陥った債務者に対して、破産法は「やり直し（fresh start）」の機会を保障しており、その具体的な現れが免責制度及び復権制度である。

破産手続における清算終了後も、債務が完済されない限り、本来ならば、個人債務者は残債務を負担し続けることを余儀なくされる<sup>7</sup>。しかし、特に個人債務者について、破産手続開始時において有する財産が極めて僅少である実態に鑑みると、破産手続における配当による満足がほとんどないため、破産手続終了後も、個人債務者は依然として多額かつ多重の債務を負担し続けることとなってしまう。その結果、債務者がその経済生活を立て直す機会を与えられまいままとなり、やがて繰り返し経済的破綻に陥る可能性が高くなる。このような状況を放置することは、当該債務者の社会生活を事実上阻害する結果となるばかりか、ひいては社会を不安定な状況へ陥れかねないため、マクロ経済的な観点から決して望ましい対処の在り方とは評することができない。そこで、破産手続とは別に、一定の破産債権（非免責債権。破産法 253 条 1 項各号）<sup>8</sup>を除き、個人債務者について残債務の負担を一括して<sup>9</sup>免責すること（破産法 253

<sup>7</sup> 法人債務者の場合、破産手続の終了によって法人格が消滅すること（破産法 35 条等参照）に伴い、残債務も必然的に消滅する。最判平成 15 年 3 月 14 日民集 57 卷 3 号 286 頁参照。

<sup>8</sup> 非免責債権とは、政策的理由により、免責の効果が及ばないと定められた一定の債権をいう（破産法 253 条 1 項 1 号から 7 号まで）。具体的には、①租税等の請求権（1 号）、②破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権（2 号）、③破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（3 号）、④親族関係における義務に係る請求権（4 号。夫婦間の協力及び扶助の義務〔民法 752 条〕、婚姻費用分担義務〔民法 760 条〕、子の監護に関する義務〔民法 766 条等〕、扶養義務〔民法 877 条から 880 条まで〕及びこれらの義務に類する義務であって、契約に基づくもの），⑤雇用関係に基づいて生じた使用者の請求権及び使用者の預り金の返還請求権（5 号）、⑥破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権（6 号）及び⑦罰金等の請求権（7 号）である。

<sup>9</sup> かつて免責不許可事由のある破産者に対して、裁量により全ての債務の免責を認めず、一定範囲の債務についてのみ免責許可を認めるという一部免責の可否が論議の対象とされていた。2004 年改正前の旧法下において一部免責の運用を肯定する見解も有力に唱えられ、また、これを認める下級審裁判例も見られたものの、現行法の下では、実務及び学説とともに、この運用に対して消極的である。伊藤眞ほか『条解破産法』（弘文堂、第 2 版、2014

条 1 項柱書本文）<sup>10</sup>を可能とするのが免責手続である。これにより、個人債務者の経済的破綻状態が社会において放置されることなく、裁判所の下で適正に対処されることを期待することができる。

## （2）破産免責制度導入の経緯と利用状況の推移

日本において、1890年（明治23年）制定の商法（法律第32号）の中で第3篇「破産」が規定された後、1922年（大正11年）に（旧）破産法（法律第71号）が成立し（1923年〔大正12年〕1月1日施行）、2004年（平成16年）に全面改正がなされるまでの約80年間に亘り、同法が施行されてきた。もつとも、この（旧）破産法には、当初、破産免責制度は規定されていなかった。同制度が導入されたのは、第2次世界大戦終了後の1952年（昭和27年）における同法の一部改正による。同年、アメリカ法の影響の下、株式会社の再建のための会社更生手続を規定する（旧）会社更生法が制定されたのに伴い、これと平行を合わせるため、主として個人事業者を始めとする個人債務者の経済的再生手段を確保するという目的で破産免責制度が導入された<sup>11</sup>。このように、破産免責制度導入の当初は、消費者としての個人債務者ではなく、個人事業者の経済的再生が念頭に置かれていた訳である。

以上のとおり、1952年に破産免責制度が導入されたものの、1970年代に至るまで、その利用件数は極めて限られていた。ところが、1970年代から1980年代にかけて、日本社会において住宅ローンを始めとする消費者信用が急速に

---

年）1611-1612頁、伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣、第4版、2018年）770-771頁参照。

<sup>10</sup> 「責任を免れる」（破産法253条1項柱書本文）という免責許可決定の効果については、残債務につき、給付保持力があるが訴求力を失った自然債務となるという見解（自然債務説、責任消滅説）と、実体的に消滅するという見解（債務消滅説）の対立がある。最判平成11年11月9日民集53巻8号1403頁や最判平成30年2月23日民集72巻1号1頁は、自然債務説を前提とする。

なお、免責許可の決定は、破産債権者が破産者の保証人等に対して有する権利及び破産者以外の者（物上保証人）が破産債権者のために供した担保に影響を及ぼさない（破産法253条2項）。したがって、主たる債務が免責により自然債務となつたとしても、保証債務は従前どおりの性質を有する（この点は、保証債務の附從性の例外と考えるほかない）。

<sup>11</sup> 伊藤ほか・前掲注（9）1602頁、1604頁、伊藤・前掲注（9）763頁参照。

拡大し、また同時に、クレジット・カードが広く普及し始めた結果、消費者がその資力や収入に見合わない債務を多重に負うことで経済的に破綻する、いわゆる消費者破産と呼ばれる現象が深刻な社会問題となつた。そこで、このような消費者救済の手段として破産免責制度が脚光を浴びることとなり<sup>12</sup>、1980年代には、債務者自身が免責を目的として破産手続の申立てを行う、いわゆる自己破産申立事件が急増する<sup>13</sup>。その後、好景気に伴い、いったんは事件数が減少したものの、その間にも消費者信用がさらに急速に拡大した結果、1990年以降、いわゆるバブル経済の崩壊に伴い、自然人破産の件数が激増するに至つた（下記※【自然人破産の新受事件数の推移】を参照）<sup>14</sup>。2003年に24万件を超えた時点でピークを迎えた後、事件数は減少し、近年では6万件から7万件程度で推移しているが、以上の経緯において、今日、破産免責制度は、消費者破産の処理に欠かせない救済手段として日本社会に定着するに至っていると言えよう。

#### ※【自然人破産の新受事件数の推移】

---

<sup>12</sup> 伊藤眞「破産免責の再構成」判タ 429号（1981年）8頁〔同『債務者更生手続の研究』（西神田編集室、1984年）所収〕、同「サラ金問題と債務者の更生」ジュリ 796号（1983年）37頁、同「多重・多額債務者の救済と問題点」ジュリ 841号（1985年）20頁等が、当時の問題状況を描写する。

<sup>13</sup> 園尾隆司「破産法の役割の変化と破産法の運用における裁判所の審理の在り方」園尾隆司ほか編『新・裁判実務大系 新版・破産法』（青林書院、2006年）3頁、特に4-7頁参照。最高裁判所「司法統計年報〔民事・行政編〕」によると、破産申立ての新受事件数（自然人・法人等の総数）は、1980年：2,877件、1981年：3,221件であったのが、1982年：5,031件、1983年：17,878件、1984年：26,384件と急増している（1984年が80年代の事件数のピークであり、その後、90年代に至るまでの間は、事件数は減少する）。また、債権者申立率は、1950年代まではほぼ100%であったのに対して、1983年には8.4%、1993年には1.3%まで落ち込んでおり、自己破産申立率の急増を物語っている。

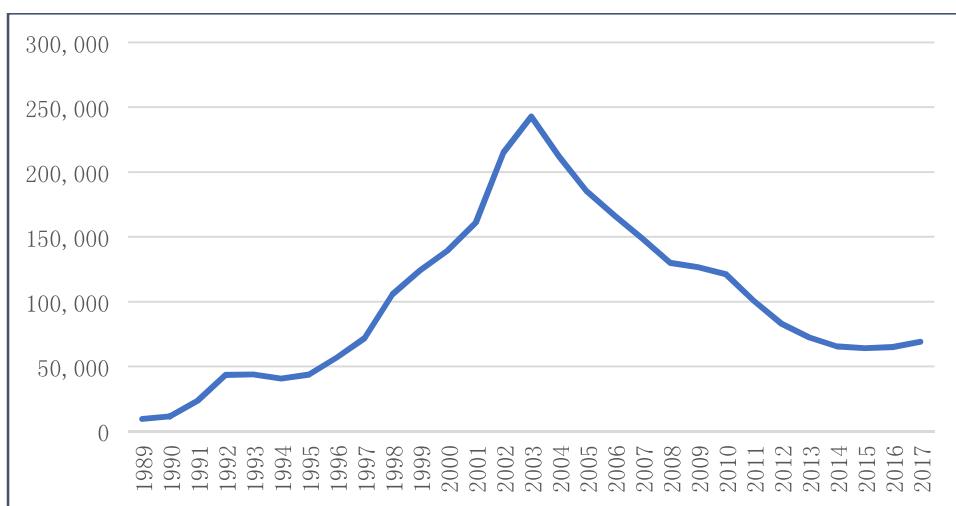
なお、最高裁判所「司法統計年報〔民事・行政編〕」によると、2017年における自然人に関する自己破産件数は68,792件であり、これに対する総数は68,995件であるから、その割合は約99%となっている。

<sup>14</sup> 佐藤鉄男「多重債務と消費者破産」ジュリ 979号（1991年）26頁、青山善充〔司会〕＝田中康久＝宮川知法「〔鼎談〕破産免責制度の趣旨と運用上の課題」ジュリ 1014号（1992年）8頁、宇都宮健児「消費者破産の現状と問題点」金法 1475号（1997年）61頁等が、当時の問題状況を描写する。

年	新受事件数		
1989	9,433	2004	211,860
1990	11,480	2005	184,923
1991	23,491	2006	166,339
1992	43,394	2007	148,524
1993	43,816	2008	129,883
1994	40,613	2009	126,553
1995	43,649	2010	121,150
1996	56,802	2011	100,736
1997	71,683	2012	82,902
1998	105,468	2013	72,287
1999	123,915	2014	65,393
2000	139,590	2015	64,081
2001	160,741	2016	64,872
2002	214,996	2017	68,995
2003	242,849		

※ 最高裁判所「司法統計年報〔民事・行政編〕」に基づく。

※ 2000 年に民事再生法、2001 年に個人再生手続を新設する改正法が施行されている。



### (3) 破産免責の理念的根拠

日本法における破産免責の理念的根拠については、2004年改正前の旧法時代より、議論がなされている。大別すると、免責につき、誠実な債務者に対して認められた特典としての側面を強調する見解（特典説）と、免責を（誠実な）債務者の経済的再生のための手段としての側面を強調する見解（再生手段説）が指摘されてきた<sup>15</sup>。もっとも、両者の見解は、決して対立的なものではなく、破産免責の理念としてはいずれも取り込まれなければならないと考えるべきであろう。

最大判昭和36年12月13日民集15巻11号2803頁<sup>16</sup>は、この点に関連して、次のように説示している。すなわち、「破産法における破産者の免責は、誠実なる破産者に対する特典として、破産手続において、破産財団から弁済出来なかつた債務につき特定のものを除いて、破産者の責任を免除するものであつて、その制度の目的とするところは、破産終結後において破産債権を以つて無限に責任の追求を認めるときは、破産者の経済的再起は甚だしく因難となり、引いては生活の破綻を招くおそれさえないとはいえないで、誠実な破産者を更生させるために、その障害となる債権者の追求を遮断する必要が存するからである。」、と。このように最高裁判例は、免責を「誠実なる破産者に対する特典」と位置付けつつも、免責の目的を誠実な債務者の経済的再起（再生）にあると説き、折衷的な立場を示している。

ただし、前述のとおり、2004年改正後の現行破産法が、個人債務者に関し、破産手続において清算配当を行うことのほか、「債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ること」を目的として掲げている点（破産法1条）に鑑みると、債務者の経済的再生という側面が、破産免責制度の中核として、ヨリ重視されていると理解すべきであろう。

<sup>15</sup> この点に関する議論の詳細については、古関裕二「破産免責の論理と心理」竹下守夫先生古稀祝賀竹下守夫先生古稀祝賀『権利実現過程の基本構造』（有斐閣、2002年）571頁、長谷部由起子「免責の理念と根拠」高木新二郎=伊藤眞編集代表『講座 倒産の法システム第2巻—清算型倒産処理手続・個人再生手続』（日本評論社、2010年）133頁等参照。

<sup>16</sup> 同判例は、財産権に関する日本国憲法29条との関係において破産免責制度の合憲性が争われた事案に関するものであり、結論として、合憲の判断を判示している。

### 3 破産免責制度の運用と濫用防止

破産免責の濫用を防止し、適正な運用を図るための最善の策は、免責を許可するための要件を破産法において厳格かつ精緻に定めることだけでなく、この免責を許可するための裁判手続を定めた上で、裁判所、破産管財人及び申立代理人がこれを公正かつ適切に運用することにある。このように公正かつ適切な手続の運用を実現してこそ、免責手続に対する社会的な信頼を確保し、ひいては破産免責制度の維持実現を可能とすることができるのである。

そこで、以下では、免責手続における審理に関する破産法上の規律と実務運用上の工夫を紹介した上で、免責が認められるための要件を見ることにしよう

<sup>17</sup>。

#### (1) 免責手続における審理

免責手続は、破産手続とは別個の裁判手続であり<sup>18</sup>、免責の裁判は、破産者の責任を免除するための非訟事件に関するものである<sup>19</sup>。もっとも、免責許可決定は、破産債権について破産者の責任を免除する（同条項柱書本文）という実体的な権利の変更をもたらすため、後で述べる免責不許可事由（破産法 252 条 1 項）の有無について、裁判所が、破産管財人の協力の下、厳密な裁判手続において判断しなければならない。

<sup>17</sup> 以下の内容に関する、裁判所の立場からのヨリ詳細な解説及び検討については、内田博久「免責の手続と免責不許可事由」竹下守夫=藤田耕三編集代表『破産法大系 第 3 卷 破産の諸相』（青林書院、2015 年）39 頁参照。

<sup>18</sup> ただし、現行法においては、債務者が破産手続開始の申立てをした場合には、反対の意思を表示していない限り、当該申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなすとされており（破産法 248 条 4 項），実質的に破産手続と免責手続の一体化が図られている。

<sup>19</sup> 最判平成 3 年 2 月 21 日集民 162 号 117 頁は、「免責の裁判は、当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件についての裁判ではなく、その性質は本質的に非訟事件についての裁判であるから、右免責の裁判が公開の法定における対審を経ないでされるからといって、破産法の右規定（※破産者の審尋に関する旧破産法 366 条ノ 4 第 1 項並びに破産者及び異議申立人の意見の聴取に関する同法 366 条ノ 8）が憲法 32 条に違反するものでない」旨を判示する。

具体的には、裁判所は、破産管財人に、免責不許可事由の有無又は（後述する）裁量免責許可の決定（破産法 252 条 2 項）をするかどうかの判断に当たって考慮すべき事情についての調査をさせ、その結果を書面で報告させることができる（破産法 250 条 1 項）。また、破産者は、上記事項について裁判所又は破産管財人が行う調査に協力しなければならない（同条 2 項）。さらに、裁判所は、破産者につき免責許可の決定をすることの当否について、破産管財人及び破産債権者が裁判所に対し意見を述べることができる期間（意見申述期間）を定めなければならない（破産法 251 条 1 項）とされている。他方で、実務運用上、破産者、破産管財人又は破産債権者に対して裁判所が直接審尋を行うために免責審尋期日が裁判所の裁量により設けられている（破産法 8 条 2 項）

<sup>20</sup>。

## (2) 少額管財手続の導入

以上のように、破産手続のみならず免責手続においても、特に免責不許可事由の有無に関する調査を始めとして、裁判所の選任する破産管財人（破産法 74 条 1 項）が重要な役割を果たしている。ところが、従来の個人債務者破産事件のほとんどにおいては、破産管財人の報酬を始めとする手続費用（そのため、最低でも 50 万円の予納金が必要とされていた。）さえ破産財団が負担することができない状況にあったため、破産管財人さえ選任されずに破産手続開始決定と同時に破産手続が廃止される（破産法 216 条 1 項），いわゆる同時廃

<sup>20</sup> この免責審尋期日は、破産債権者にとっては重要な手続参加の機会であるとともに、免責の許否を裁判所が判断するにあたり、破産者と直接対面して事情を聴取することのできる機会となっている（西野光子「免責許可申立事件の審理」山本克己ほか編『新破産法の理論と実務』（判例タイムズ社、2008 年）454 頁、東京地裁破産再生実務研究会編著『破産・民事再生の実務〔第 3 版〕破産編』（金融財政事情研究会、2014 年）568 頁参照）。さらに、破産者に対する教育的効果も期待できるとの指摘もある（内田・前掲注（17）41 頁）。免責審尋の実施方法としては、破産者に対して個別に審尋を行う方法と、多数の破産者の集団に対して同時に審尋を行う方法が見られる（東京地裁では、個別審尋が実施されている）。

なお、この免責審尋期日において、裁判所が説明を求めた事項について説明を拒み（期日に出頭しない場合を含む。），又は虚偽の説明をしたときは、審尋における説明拒絶等の罪（破産法 271 条）が科される。併せて、この場合、免責不許可事由（破産法 252 条 1 項 11 号）にも該当する（後記（3）参照）。

止事件が大半を占めていた<sup>21</sup>。このように破産管財人さえ選任されないまま破産手続が廃止される一方で、その後、破産者がそのまま免責許可決定を得ることのできる同時廃止の運用には、破産者による財産隠しの可能性が払拭されず、又はその疑念から債権者が破産免責制度に対して不信感を抱くという弊害が生じていた。そこで、2004年破産法改正前の1999年以降、情報の開示と適正な破産手続及び免責手続の実現を目的として、東京地方裁判所民事第20部（破産再生部）において、在京三弁護士会の協力の下、低額の予納金（最低20万円）により破産管財人を選任し、管財業務を簡略化した上で破産者の財産状況を調査する、「少額管財手続」と呼ばれる実務運用が実施されてきた<sup>22</sup>（なお、このように破産管財人選任を原則とする運用が定着した今日では、特に「少額管財手続」の呼称は用いられることはなく、単に「管財事件」と呼ばれている）。

具体的には、東京地方裁判所民事第20部（破産再生部）の運用によると<sup>23</sup>、債務者の申立て代理人<sup>24</sup>が事前に債務者の財産及び免責不許可事由の有無を調査した上で裁判所に申立てを行い、申立ての当日、裁判所と面接を行った上で（これを即日面接と呼ぶ。），管財事件と同時廃止事件の振り分けを行う。ここでは、原則として管財事件として扱われる（約95%が管財事件である）<sup>25</sup>。管財事件では、破産手続開始決定と同時に、破産管財人が裁判所により選任され（破産法74条1項），破産管財人は、差し当たり、破産者の財産及び

<sup>21</sup> このような同時廃止の制度（破産法216条1項）は、比較法的に見ても珍しい、日本法独自のものであると指摘されている（鈴木義和「少額管財手続」高木新二郎=伊藤眞編集代表『講座 倒産の法システム第2巻—清算型倒産処理手続・個人再生手続』（日本評論社、2010年）173頁）。

<sup>22</sup> 園尾隆司ほか編著『少額管財手続の理論と実務』（経済法令研究会、2001年），鈴木・前掲注（17）169頁，中山=金澤編・前掲注（3）7-12頁参照。

<sup>23</sup> 以下の説明は、中山=金澤編・前掲注（3）2-7頁，永谷典雄=上拂大作編著『破産実務の基礎』（商事法務、2019年）15-21頁〔永谷典雄〕，40-42頁〔上拂大作〕に基づく。

<sup>24</sup> 破産手続開始の申立ての代理は、弁護士代理の原則（破産法13条の準用する民事訴訟法54条1項本文）の下、弁護士のみが担う職務である。

<sup>25</sup> 債務者が20万円（現金は33万円）以上の財産を有していないことが明白な場合には、例外的に同時廃止事件として扱われるが、免責不許可事由の存在が明らかで、かつそれが軽微なものとは言えない場合には、破産管財人による調査を要するため、管財事件として扱われる。

免責不許可事由の有無に関する調査のみを実施する（この間、破産債権の届出は留保される。破産法 31 条 2 項）。この財産調査の結果、破産債権者に対して配当を実施できるだけの財産が見つかればそのまま配当事件として扱われ、見つからなければその時点で破産手続が廃止される（破産法 217 条 1 項。これを異時廃止と呼ぶ）<sup>26</sup>。併せて、免責不許可事由の調査の結果、破産者に対する免責が相当と認められれば、免責審尋期日を経て、免責許可決定（破産法 252 条 1 項）がなされる。以上の運用により、手続の透明性を確保し、破産手続及び免責手続の濫用的な利用を阻止するとともに、経済的破綻に陥った誠実な債務者に対して破産免責による安定的な救済を認めることが可能となっている。

なお、原則として破産管財人を選任するという東京地方裁判所の運用は、在京三弁護士会の理解と協力の下、破産管財人候補者となる弁護士が豊富に存在するがゆえに可能となっているというのも事実であり、日本全国において同様に実現できている訳ではない。もっとも、現在では、全国的にこの少額管財手続の運用は広まりつつあり、実際に、2017 年の司法統計によると、自然人破産において同時廃止の割合は約 60%程度まで低下している一方で、異時廃止の割合は 25%程度まで増加している。

### (3) 免責不許可事由（破産法 252 条 1 項）

裁判所は、破産者について、以下に列挙する免責不許可事由のいずれにも該当しない場合に、免責許可の決定をする（破産法 252 条 1 項柱書）<sup>27</sup>。

<sup>26</sup> 大半の自然人破産事件において、仮に一定の財産によって破産財団を構成することができたとしても、破産債権に優先する財団債権（手続費用のほか、一定の労働債権、租税債権等。破産法 148 条 1 項各号、149 条）の隨時優先弁済（破産法 2 条 7 項、151 条）にこの財産が充てられる結果、破産債権者に対する配当は実施されない。

<sup>27</sup> ただし、免責許可決定が確定した場合であっても、その後、①詐欺破産罪（破産法 265 条）について破産者に対する有罪の判決が確定した場合又は②破産者の不正の方法（例えば、破産債権者又は破産管財人に対する詐欺、強迫、贈賄又は特別利益の供与等）によって免責許可の決定がされた場合で、破産債権者が当該免責許可の決定があった後 1 年以内に免責取消しの申立てをしたときには、裁判所は、破産債権者の申立てにより又は職権で、免責取消しの決定をすることができる（破産法 254 条 1 項）。

正確な統計上の数値は公表されていないものの、現在の実務運用上、この免責不許可事由に該当すると判断される件数は、極めて少ない（せいぜい 1%程度である）という<sup>28</sup>。このことは、破産免責が、誠実な債務者に対する例外的な特典として認められるものではなく、破産者が一定の要件を満たす限りは、その経済的再生を図るため、権利として認められていることを示唆するとも言えよう<sup>29</sup>。もっとも、免責不許可事由に明らかに該当するような債務者は、そもそも破産手続を利用しない、又は申立てを取り下げている可能性もありうるため、このような状況を直ちに正確に評価することが難しいのも事実である。ただし、上記の運用状況は、裁判所、申立代理人弁護士及び破産管財人の協力と連携の下、少なくとも破産手続を利用する時において債務者（破産者）が免責不許可事由に該当すべき不誠実な行動を取ることを未然に防止することが可能となっていることの証左として評価することはできるだろう。

なお、2004年改正前の旧破産法においては、各種破産犯罪該当事由をもつて免責不許可事由としていた（旧破産法366条ノ9第1号）が、両者を結び付ける合理的な理由を欠くとして、現行破産法では、両者の関係は切り離されている<sup>30</sup>。したがって、免責不許可事由に該当しても、破産犯罪の構成要件に該当しないものもある。もっとも、以下で個別に検討するように、現行法においても、なお、免責不許可事由の多くは、破産法257条以下の「第14章 罰則」の規定する各種破産犯罪の構成要件と重複する。そのため、免責不許可事由の存在が認められる場合には、破産者は、免責を得られないだけでなく、刑事罰が科される可能性がある。

以下においては、免責不許可事由を3類型に分けて<sup>31</sup>、概観していくこととする。

<sup>28</sup> 東京地方裁判所民事第20部（破産再生部）において免責不許可事由該当性が問題となつた事案とその際の裁量免責の是非に関する考慮要素を紹介するものとして、原雅基「東京地裁破産再生部における近時の免責に関する判断の実情」判タ1342号（2011年）4頁、平井直也「東京地裁破産再生部における近時の免責に関する判断の実情（続）」判タ1403号（2014年）5頁を参照。

<sup>29</sup> 伊藤ほか・前掲注（9）1650頁。

<sup>30</sup> 伊藤・前掲注（9）775頁脚注（28）参照。

<sup>31</sup> ここでは伊藤・前掲注（9）775-776頁の分類に従う。

① 債権者を害する財産の減少等（破産法 252 条 1 項 1 号から 5 号まで）

- (a) 債権者を害する目的で、破産財団に属し、又は属すべき財産の隠匿、損壊、債権者に不利益な処分その他の破産財団の価値を不当に減少させる行為をしたこと（1号）。
- (b) 破産手続の開始を遅延させる目的で、著しく不利益な条件で債務を負担し、又は信用取引により商品を買い入れてこれを著しく不利益な条件で処分したこと（2号）。
- (c) 特定の債権者に対する債務について、当該債権者に特別の利益を与える目的又は他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって、債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものとしたこと（3号）。
- (d) 浪費又は賭博その他の射幸行為をしたことによって著しく財産を減少させ、又は過大な債務を負担したこと（4号）。
- (e) 破産手続開始の申立てがあった日の 1 年前の日から破産手続開始の決定があった日までの間に、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じさせるため、詐術を用いて信用取引により財産を取得したこと（5号）。

以上の類型の事由は、いずれも破産債権者を害する目的による、意図的な財産減少行為である。この類型の事由の多くは、各種破産犯罪の構成要件と重複する。すなわち、1号事由が詐欺破産罪（破産法 265 条 1 号、3 号、4 号）に、3 号事由が特定の債権者に対する担保の供与等の罪（破産法 266 条）にそれぞれ該当し、また、5号事由については、刑法上の詐欺罪（刑法 246 条）に該当しうる<sup>32</sup>。

② 手続妨害（破産法 252 条 1 項 6 号から 9 号まで）

- (a) 業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造したこと（6号）。

---

<sup>32</sup> 伊藤ほか・前掲注（9）1648 頁参照。

- (b) 虚偽の債権者名簿を提出したこと（7号）。
- (c) 破産手続において裁判所が行う調査において、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたこと（8号）。
- (d) 不正の手段により、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害したこと（9号）。
- (e) 説明義務（破産法40条1項1号）又は重要財産開示義務（破産法41条）の違反、免責に関する調査協力義務（破産法250条2項）その他この法律に定める義務に違反したこと（11号）。

以上の類型の事由は、公正かつ適正な破産手続又は免責手続の実現を破産者が意図的に妨害するものであり、これらが悪質であることは言うまでもなく、また破産者の不誠実性を顕著に示すものである。

このうち、6号事由は業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪（破産法270条）に、8号事由は審尋における説明拒絶等の罪（破産法271条）、9号事由は破産管財人等に対する職務妨害の罪（破産法272条）に、11号事由のうち、説明義務違反が説明及び検査の拒絶等の罪（破産法268条）に、重要財産開示義務違反が重要財産開示拒絶等の罪（破産法269条）に該当する<sup>33</sup>。

### ③ 反復利用の禁止（破産法252条1項10号）

- ①**免責許可の決定が確定した場合、当該免責許可の決定の確定の日（イ）、
- ②**給与所得者等再生（民事再生法239条1項）における再生計画が遂行された場合、当該再生計画認可の決定の確定の日（ロ）、又は**③**民事再生法235条1項（同法244条において準用する場合を含む。）に規定する免責の決定が確定した場合、当該免責の決定に係る再生計画認可の決定の確定の日（ハ）から、それぞれ7年以内に免責許可の申立てがあつたこと（10号）。

この事由は、債務者がいったん免責又はこれに準ずる債務の減免を受けた後、短期間のうちに、反復して免責許可の申立てを行うことを認めてしまうと、債務者が安易に破産免責制度に依存してしまう危険性（モラル・ハザード）が生

---

<sup>33</sup> 伊藤ほか・前掲注（9）1649頁参照。

じるため、政策的にこれを防止すべく、免責不許可事由として定められたものである<sup>34</sup>。ただし、この事由に該当する場合であっても、他の免責不許可事由の場合と同様に、個別具体的な事情に基づき、下記の裁量免責（破産法 252 条 2 項）が認められる余地がある。

#### (4) 裁量免責（破産法 252 条 2 項）

以上の免責不許可事由のいずれかに該当する場合であっても、裁判所は、破産手続開始の決定に至った経緯その他一切の事情を考慮して免責を許可することが相当であると認めるときは、免責許可の決定をすることができる（破産法 252 条 2 項）<sup>35</sup>。これを裁量免責と呼ぶ。2004 年破産法改正前より、このように裁判所の裁量によって免責を認める運用が実務上行われており、学説や下級審裁判例においてもこの運用が承認されていた。そこで、この運用が改正法によって導入されるに至った。

免責不許可事由は、あくまで類型的かつ定型的に免責を妨げるべき悪意性又は不誠実性の認められる事情を列挙したものであるが、たとえ破産者につき形式的に免責不許可事由が認められたとしても、その程度や個別具体的な状況に応じて、免責を認めるのが相当な場合もありうる。また、債務者の経済的再生のため免責を認める以外の方法がない場合にまで、形式的な免責不許可事由該当性を理由に厳格に免責不許可をしてしまっては、免責制度の理念に背馳し、「債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ること」（破産法 1 条）を目的とする破産法の趣旨にも合致しないであろう。

## 4 おわりに

<sup>34</sup> 伊藤ほか・前掲注（9）1649 頁参照。

<sup>35</sup> 裁判所が裁量免責を認めるに当たり考慮すべき要素や判断基準の在り方については、詳細な検討が行われている（現行法に関するものとして、島田正人「裁量免責」山本克己ほか編『新破産法の理論と実務』（判例タイムズ社、2008 年）462 頁、東京地裁破産再生実務研究会編著『破産・民事再生の実務〔第 3 版〕破産編』（金融財政事情研究会、2014 年）573 頁、伊藤ほか・前掲注（9）1669-1671 頁等参照）。また、原・前掲注（28）及び平井・前掲注（28）では、東京地裁における実際の事件に基づき、裁量免責の判断に際しての考慮要素が詳細に検討されている。

日本法において破産免責制度が導入されてから約70年が経つ。その間に、以上で見てきたとおり、この制度は、数多く利用され、個人債務者の経済的再生のための有効な救済手段として日本社会において定着していると評価することができる<sup>36</sup>。

もちろん、特に利用件数が激増した1980年代から1990年代にかけては、破産免責制度の積極的利用を推進させる議論と並んで、同制度に対する消極的・懷疑的評価や抑制論も、特に債権者の立場にある金融業者の側から強く主張されてきた。しかし、それにもかかわらず今日に至るまで破産免責制度が安定的に運用されてきた要因は、裁判所が、申立代理人弁護士や破産管財人の協力の下、適正かつ公正な裁判手続の下で破産免責の濫用を防止し、社会における信頼を確保してきたことにあると考えられる。

それでもなお、破産免責制度の濫用の危険性は皆無であるとは言い難いのかかもしれない。しかし、だからと言って、経済的に窮境にある個人債務者を社会において放置するならば、このような債務者は経済生活を立て直す機会を与えられず、社会から疎外されてしまうこととなり、その結果、深刻な社会不安をもたらす要因となりかねない。このような弊害を考慮すると、債務者が自らの経済生活を再生させ、経済社会の一員として復帰することを可能とするため、破産免責制度は、法の支配の理念の下、債務者を裁判手続において救済するための社会基盤として不可欠な存在であると評することができる。

---

<sup>36</sup> 伊藤・前掲注(9) 763頁参照。